

令和2年度ボランティア活動事業助成金申請受付中

市民活動団体・ボランティア団体及びNPO法人が実施する社会福祉の増進を図る事業に対して助成します。

対象となる事業	対象者	金額
<ul style="list-style-type: none"> 市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業 社会福祉の増進が見込まれる事業 	田原市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している5人以上で構成する団体	1事業につき3万円を限度として助成（ただし、助成の対象となる経費の3分の2以内まで）

申請は1団体1事業で、同一事業での申請は3年を限度とします。助成できる団体数には限りがあります。助成の適否及び助成金額はボランティアセンター運営委員会で審査し、決定します。

※この助成事業は、赤い羽根共同募金の配分金で実施しています。

申請期限 4月24日（金）

申請受付 田原福祉センター



令和2年度ボランティア活動保険加入受付を開始します

ボランティア活動中に自身がケガをした場合〔傷害事故〕や、相手にケガをさせたり、相手の物を壊してしまった場合〔賠償事故〕に補償されます。ただし、チェーンソーを使用するボランティア活動等、一部対象にならない活動もあります。

補償内容・保険料

基本プラン	年間保険料※	補償内容（一例）	
		入院保険金（日額）	通院保険金（日額）
Aプラン	250円	4,400円	2,800円
Bプラン	300円	5,400円	3,200円
Cプラン	350円	5,900円	3,600円

この他、地震・噴火・津波によるケガも補償する天災プラン（400円～600円）もあります。

※田原市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録いただいた方は、保険料のうち100円を助成いたします。

※ボランティア保険に加入の際は、なるべくおつりのないようにご留意ください。

補償期間

令和2年3月31日までに加入した場合は、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（年度途中の加入の場合は、加入翌日から令和3年3月31日まで）

受付日時

平日の8時30分～17時15分

受付場所

田原福祉センター、赤羽根福祉センター、あつみライフランド

食品の寄附にご協力ください

社会福祉協議会では、生活にお困りの方に食品をお分けしています。ご寄附いただけるものがありましたら、少量でも構いませんのでご連絡ください。

●寄附していただきたい食品

インスタント食品、レトルト食品、缶詰、乾麺、乾物、非常食 他

●注意事項

- 賞味期限が1か月以上あるもの
- 未開封で破損していないもの
- 常温で保存できるもの



ご寄附ありがとうございました

・缶詰、佃煮、焼き海苔、ふりかけ、ジャム、各種調味料、洗剤、炊飯器他 匿名（7名）

申込み・問合せ：田原市社会福祉協議会 ☎23-0610